

第5次
関市行政改革大綱
実施計画

関市
平成23年3月

— 目 次 —

1 協働によるまちづくり	・・・ 1
(1) 市民や民間との協働を推進します	・・・ 1
(2) 開かれた市政を推進します	・・・ 1
(3) 民間活力の導入を推進します	・・・ 2
(4) 市民と共にきれいなまちづくりを推進します	・・・ 2
2 歳入増加に向けた取組	・・・ 3
(1) 受益と負担の公平性を確保します	・・・ 3
(2) 適正な納付・納入意識の高揚を図ります	・・・ 4
(3) 自主財源の確保を図ります	・・・ 5
3 歳出削減に向けた取組	・・・ 6
(1) 市有財産の合理的保有・活用を図ります	・・・ 6
(2) 商業・観光施設の民営化を推進します	・・・ 6
(3) 地域と分担して集会場施設を整備します	・・・ 7
(4) 民間事業者と分担して保育を実施します	・・・ 7
(5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します	・・・ 8
4 合理的な事業実施に向けた取組	・・・ 9
(1) 補助金・交付金の効果的な交付を推進します	・・・ 9
(2) ルールに基づいた事業実施を図ります	・・・ 10
5 機能的な組織再編に向けた取組	・・・ 11
(1) 行政経営の効率化を図ります	・・・ 11
(2) 市の活動を簡素化します	・・・ 12
(3) 公営企業等の健全経営を推進します	・・・ 12
(4) 第三セクター等の整理統合を推進します	・・・ 13

1 協働によるまちづくり

(1) 市民や民間との協働を推進します

① 行政活動における協働

行政において市民との協働のルールがないことから、「協働ガイドライン」を策定し、行政におけるPDC Aサイクルの局面に市民協働を取り入れる指針を策定します。そして、自治基本条例を住民協働のもとに調査研究し、制定します。

目 標 (値)	自治基本条例の制定	担 当 課	まちづくり推進課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
協働ガイドライン	策定				
自治基本条例	調査研究	方針決定	制定		

② 官学による知の連携

複数の大学と地域社会の発展等を目的に連携を図る協定を結んでいることから、各種計画策定時の調査研究や事業実施などの際、大学が持つ知識等を活用できるように更なる連携を図ります。また、専門委員や行政委員に大学教授等の登用を推進するとともに、大学との協働事業も推進します。

目 標 (値)	協働事業の実施	担 当 課	まちづくり推進課・関係課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
大学との連携	検討・実施	→	→	→	→

③ 提案型協働事業の実施

従来の市民活動助成金制度の中で、市が団体に実施して欲しい事項を提案し、その提案に対して実施する事業を応募する制度を新たに追加します。また、新たな協働型事業制度の創出として、市民団体及びNPO法人から広く事業提案をいただき、その中から実施すべき事業を審査の上で決定し、市民と行政との協働事業として事業委託します。

目 標 (値)	協働型事業の実施	担 当 課	まちづくり推進課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市民活動助成金の充実	検討	実施	→	→	→
協働型事業の創出	調査研究	実施準備	実施	→	→

(2) 開かれた市政を推進します

① 情報公開の拡充

市民が行政運営への関心を深め、市政への参画を促すために、ホームページ等を活用し、市民が必要とする情報を適切な情報管理により公開します。

目 標 (値)	行政情報の公開	担 当 課	総務管財課		
取組スケジュール/年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ホームページ等の活用による行政情報の公開	検討・実施	→	→	→	→

(3) 民間活力の導入を推進します

① 指定管理者制度の確立と推進

指定管理者制度の本来の目的に達するように、運営管理をモニタリングにより評価し、契約更新時に指定期間・選定方法の改善などに反映させます。また、民間のノウハウを活用し、収益性が高まるような契約への転換を進めるとともに、管理施設の有効利用も含め、市民サービスの向上につながるものとします。

目 標(値)	公募率の向上	担 当 課	総務管財課・関係課		
取組スケジュール/年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公募による契約の締結	検討・実施	→	→	→	→

② 文化会館の運営見直し

管理運営費の節減及び市民サービスの向上を図るため、平成24年度から指定管理者制度を導入し、市民に愛され、親しまれる施設運営に取り組みます。

目 標(値)	指定管理制度の導入	担 当 課	文化課(文化会館)		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理者制度の導入	方針決定	実施	→	→	→

③ PFIの導入推進

効率的で効果的な公共サービスを提供するため、新たな施設の建設にあたっては、民間の資金等を活用するPFIの手法について検討し、可能な事業から導入します。

目 標(値)	民間活力の導入	担 当 課	企画政策課・関係課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
PFIの導入	検討・実施	→	→	→	→

(4) 市民と共々きれいなまちづくりを推進します

① 協働による街路景観の維持

フラワーロード事業などの実績をもとに、協働による街路の清掃・美化活動の意識の普及を図り、市民による街路の緑化や環境整備を行います。また、原材料費等を市がねん出し、施設の整備など地域の管理を地域住民に行ってもらうことで、環境整備を進めます。

目 標(値)	地域住民による環境整備の推進	担 当 課	都市整備課・土木課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市民が行う地域管理	実施	→	→	→	→

② アダプト・プログラム(里親制度)の推進

公園や河川、道路を、地域の住民や企業で管理する意識の普及を図りながら、地域の皆さんが責任を持って計画的にそうした公共施設の清掃・美化活動を行うアダプト・プログラム制度を活用し、道路、

河川、公園等の管理を進めます。

目 標(値)	5年間で10団体以上	担 当 課	建設総務課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
アダプト・プログラムの締結	検討・実施	→	→	→	→

2 歳入増加に向けた取組

(1) 受益と負担の公平性を確保します

① 公平な税の負担見直し

関市全体の公平な固定資産税・都市計画税の負担のあり方を、上・下水道の使用料見直しなど他の負担のあり方も含め、検討し、公平な税の負担を図ります。

目 標(値)	公平な税の負担	担 当 課	企画政策課・税務課・都市計画課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公平な税負担の見直し	調査・協議	→	方針決定	実施に向けた周知	実施

② 償却資産に係る適正課税

固定資産税の償却資産について、未申告者を減らすよう期限内申告を促がすとともに、国税申告（法人税・所得税）資料との確認作業を継続的に実施し、適正な課税を図ります。

目 標(値)	未申告者率を5年間で半減	担 当 課	税務課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
国税資料突合	実施	→	→	→	→
未申告者への課税	実施	→	→	→	→

③ 使用料・手数料の見直し

受益者負担の原則から使用料・手数料の適正化を図ることとし、維持管理経費（使用料）、サービス提供経費（手数料）などの必要経費を算定し、3年ごとに見直しを行います。

目 標(値)	使用料・手数料の適正化	担 当 課	財政課・関係課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
必要経費の算定	実施			実施	
使用料・手数料の見直し		実施			実施

④ 減免制度の見直し

施設の利用に関して、使用団体や使用目的などにより使用料の減免がされていますが、条例、規則に加え、制度の細部について要綱等で規定し、定期的に見直すことで減免適用の適正化を図ります。

目 標(値)	減免制度の適正化	担 当 課	財政課・関係課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
減免適用の適正化	実施	→	→	→	→
規程の見直し		実施			実施

⑤ ごみ処理経費の適正負担

ごみ処理に多額の経費が掛かっているため、排出量に応じた費用負担の公平性の確保を図る観点から、ごみ袋の料金の見直しを検討します。

目 標(値)	ごみ袋の料金の見直し	担 当 課	生活環境課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ごみ袋の料金の見直し	検討	方針決定	実施	→	→

(2) 適正な納付・納入意識の高揚を図ります

① 納付手段の拡充

多様なライフスタイルに対応した納付環境の整備（納付しやすい環境づくり）を図るため、納期内納付の拡大（コンビニ納付等）に取り組みます。

目 標(値)	納税の利便性の向上	担 当 課	税務課・債権管理担当課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
再度振替	調査・協議	調査・協議	国保税、料 の実施	→	→
コンビニ収納	国保税の実施	→	→	→	→
クレジット収納（軽自税への導入）の検討	調査・協議	→	→		

② 公売の推進

悪質な滞納者から滞納市税等を回収するため、搜索の実施及び公売を実施します。

目 標(値)	搜索件数年間3件以上 売件数年間3件以上	担当課	税務課 滞納処分規定のある公債権の管理担当課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
搜索	実施	→	→	→	→
公売	実施	→	→	→	→

③ 適正な債権管理と効率的な回収対策の推進

市債権の適正管理と滞納額縮減を図るために、市内一体となり、債権管理のあり方や徴収のノウハウ、法令知識等についての研修会の開催をはじめ、不能欠損対象債権の洗出しや欠損処理、滞納処分規定のある公債権について市税徴収部門との連携による徴収対策の推進などに取り組みます。また、より効果のある手法として民間への委託（アウトソーシング）も検討します。

目 標(値)	滞納繰越額を5年間で 5%減	担 当 課	税務課(収納推進室)・債権管理担当課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
担当者研修会	実施	→	→	→	→
督促、催告の徹底	実施	→	→	→	→
アウトソーシングの推進	調査研究	実施	→	→	→

(3) 自主財源の確保を図ります

① 企業誘致による税収増

優良企業の誘致を積極的に推進するため、工場用地候補地情報の収集、民間主導による工場団地の造成に対する積極的な支援を行うなど工場用地の確保に努めます。また、土地区画整理事業における用地への企業誘致も進めながら、雇用の創出と税収の増加を図ります。

目 標(値)	企業立地促進奨励金の新規交付 事業所数 年間2事業以上	担 当 課	商工課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
企業誘致の為の進出支援	実施	→	→	→	→
情報収集・造成支援	実施	→	→	→	→

② ふるさと納税制度の推進

関市に対するふるさと納税のPRが不足していることから、寄付の効果が実感できるような使途を提示するなど寄付意識の高揚を図りながら、魅力的な記念品も考案して積極的にPRを行います。また、手続きの簡素化、納付方法の利便性の向上などを図ります。

目 標(値)	ふるさと納税件数年間10件以上	担 当 課	まちづくり推進課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
魅力的な使途及び記念品	検討・実施	→	→	→	→
コンビニでの納付	調査研究	実施	→	→	→

③ さまざまな市の媒体への有料広告掲載の導入

広報紙や市ホームページなどで有料広告の掲載を行っていますが、さらに、封筒、印刷物、施設、公用車など媒体を所有する課ごとに検討会を開催し、新たな広告掲載の導入を進めます。

目 標(値)	広告料5年後に500万円	担 当 課	広報課・関係課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
媒体ごとの広告導入	実施	→	→	→	→
ネーミングライツの導入	調査研究	実施	→	→	→

④ 未利用地等普通財産の売却等

市有財産の有効活用の視点から、自動販売機設置者の公募を行ったところ、従来の目的外使用料をはるかに上回る賃借料を得ることができたことから、今後も、普通財産、行政財産の貸付を行うとともに、未利用地の普通財産については売却を進めます。

目 標(値)	競争入札件数 年間5件以上	担 当 課	総務管財課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
普通財産の売却	実施	→	→	→	→
普通財産、行政財産の貸付	実施	→	→	→	→

3. 歳出削減に向けた取組

(1) 市有財産の合理的保有・活用を図ります

① 関市土地開発公社保有土地の処分

関市土地開発公社の経営健全化を図るため、公社保有地の市による計画的な取得と普通財産の処分を進めます。

目 標(値)	公社用地の買戻しの買戻数期間内15件		担 当 課		土地開発公社(建設総務課)
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市による公社保有地の取得	実施	→	→	→	→
財産処分	検討・実施	→	→	→	→

② 美術作品の展示、貸出等有効利用

美術作品について、受贈要綱を制定し、作品の寄贈を受けるとともに、収蔵作品を寄贈者の了解を得て整理するなど収蔵能力を高めます。また、収蔵庫等に保管されている寄贈美術品の展示、貸出等を行い、有効利用も図ります。

目 標(値)	作品の有効利用	担 当 課		文化課	
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
受贈要綱策定	策定準備	策定			

③ 民俗資料の整理

合併時に旧町村地域に伝わる農具、生活用品等の民俗資料を多く引き継ぎましたが、十分な整理がなされないまま各地域の施設に分散した状態で保管されているため、重複しているものの整理を進め、管理経費の削減を図ります。また、ホームページで情報提供することで民俗資料の有効利用を図ります。

目 標(値)	民俗資料の有効利用	担 当 課		文化課(文化財保護センター)	
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ホームページ作成	実施	→	→	→	→
重複物等の整理	実施	→	→	→	→

(2) 商業・観光施設の民営化を推進します

① 温泉施設の運営見直し

温泉施設については、管理経費の削減と市民サービスの向上を目指した指定管理者制度の運用を図るとともに、民間への譲渡を前提に経営可能な民間事業者への管理委託を行います。

目 標(値)	民間譲渡を前提にした指定管理の締結		担 当 課		観光交流課
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理者制度	実施	→	→	→	
民間への譲渡		調査研究	→	方針決定	実施

② 道の駅・物産品販売施設の運営見直し

道の駅・物産品販売施設については、現状の施設管理方法を再点検し、公募による指定管理者の選定

方法も含めた経費削減を目指した指定管理者制度の運用を図るとともに、民間への譲渡も検討します。

目 標(値)	民間譲渡を前提にした指定管理の締結		担 当 課	観光交流課	
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理者制度	実施	→	→	→	→
民間への譲渡		調査研究	→	→	→

③ 濃州関所茶屋の運営見直し

市が管理し、一部行政財産の目的外使用されている濃州関所茶屋について、道の駅と同類の施設であることから、指定管理者制度による管理運営を図ります。

目 標(値)	指定管理制度導入	担 当 課	観光交流課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理者制度の導入	方針決定	実施	→	→	→

(3) 地域と分担して集会場施設を整備します

① 地域拠点コミュニティセンターの整備

地域ごと（関地区は小学校区ごと）に地域拠点コミュニティセンターの整備を進め、その運営については、指定管理者制度による効率的な運営を図ります。

目 標(値)	計画的な整備	担 当 課	総務管財課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地域拠点コミュニティセンター整備	検討・実施	→	→	→	→

② 地区公民センターの移管

指定管理者制度により管理する地区公民センターについて、地元との協議が整ったものから順次無償譲渡します。また、譲渡を受けない場合のルールを定め、その施設の今後の維持管理について明確化します。

目 標(値)	年間5か所の譲渡	担 当 課	総務管財課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地区公民センターの譲渡	実施	→	→	→	→

③ 地区公民センター類似施設の移管

指定管理者制度により管理する農業技術研修センターなどについて、地元との協議が整ったものから順次無償譲渡します。また、譲渡を受けない場合のルールを定め、その施設の今後の維持管理について明確化します。

目 標(値)	期間内ですべての施設を譲渡	担 当 課	農務課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施設の譲渡	実施	→	→	→	→

(4) 民間事業者と分担して保育を実施します

① 保育所の統廃合と民営化

公立保育園の統廃合については、日吉ヶ丘保育園を平成24年度末で廃園、また、武儀やまゆり東保育園と武儀やまゆり西保育園を25年度で統廃合します。そして、市民参画の検討委員会により今後の保

育園の在り方について検討します。

目 標(値)	日吉ヶ丘保育園の廃園とやまゆり東・西保育園の統合		担 当 課	子ども家庭課	
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
日吉ヶ丘保育園の廃園	実施準備	実施			
武儀やまゆり東・西保育園の統廃合	実施準備	→	実施		
民営化等検討	調査研究	→	→	→	→

(5) その他の施設の民営化・統廃合を推進します

① 老人福祉センターの運営見直し

老人福祉センターの浴場施設について、利用動向など注視しつつ、廃止を含めた運営方針を検討します。また、指定管理の内容を再考するとともに維持管理経費等について見直します。

目 標(値)	管理経費の削減	担 当 課	高齢福祉課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
運営方針の見直し	検討	実施準備	実施	→	→

② 小、中学校の統廃合

各地域で少子化が進むことから、小、中学校の在り方を検討し、地域が納得できる運営形態への転換を図ります。また、学校事務員の臨時職員化や民間委託を行い、学校の運営経費の抑制を図ります。

目 標(値)	小、中学校の統合	担 当 課	教育総務課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小、中学校の統合	調査研究	→	→	実施準備	実施
学校行事の共同開催	実施	→	→	→	→

③ 関商工高等学校の効率的な運営

関商工高等学校について、新グラウンドの整備や校舎、体育館等の耐震化を進めるなか、西北用地の利用計画や学校全体の中長期的な整備計画を策定し、今後の効率的な運営を図ります。

目 標(値)	中長期整備計画の策定	担 当 課	関商工高等学校		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中長期整備計画の策定	調査研究	→	策定	実施	

④ 体育・運動施設等の管理運営見直し

陸上競技場、総合体育館等体育・運動施設について、指定管理者制度による管理運営を行います。また、指定管理者制度による管理運営する市民健康プールについては民営化を含め指定管理の見直しを行うとともに、維持費等を削減するために不用となった施設の取壊しや廃止も検討します。

目 標(値)	中池運動公園、 総合体育館の指定管理	担 当 課	スポーツ振興課(中池公園事務所) 市民健康課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理制度等の導入	検討・実施	→	→	→	→

⑤ 研修施設の有効利用

中池自然の家について、利用料金の見直しを行うとともに、指定管理者制度の導入を検討します。また、洞戸高賀山自然の家については、土地、建物の売却等を含め指定管理者制度を見直します。

目 標(値)	中池自然の家の指定管理	担 当 課	スポーツ振興課(中池公園事務所)		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中池自然の家の指定管理	検討・実施	→	→	→	→
洞戸高賀山自然の家の売却等	調査研究	→	方針決定	実施	

⑥ 生涯学習施設の運営見直し

武芸川生涯学習センター及び武儀生涯学習センターについて、他の生涯学習センターと同様に指定管理者制度による管理運営を行います。

目 標(値)	指定管理者制度導入	担 当 課	生涯学習課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
武芸川生涯学習センター	実施	→	→	→	→
武儀生涯学習センター		調査研究	実施準備	実施	→

⑦ 給食センターの運営見直し

給食センターについて、施設の統廃合や調理業務の民間委託等により効率的な運営ができるよう見直します。また、関市学校給食センターの民間委託について、施設改修を見据えた最善の事業手法の選定など、PFIの活用も含め、調査・研究を行います。

目 標(値)	給食業務の民間委託	担 当 課	学校給食センター		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
給食調理業務の民間委託	調査研究	→	実施準備	実施	→
関市学校給食センターの民間委託	調査研究	→	→	→	→

4. 合理的な事業実施に向けた取組

(1) 補助金・交付金の効果的な交付を推進します

① 成果につながる補助金交付

補助金交付団体においては補助金が既得権と考えられている状況もあるため、関市補助金等交付基準に基づいた適正な運用を行うとともに、補助金等適正化の検討委員会を設置し、補助金の効果的かつ適正な執行を図ります。

目 標(値)	補助金の効果的かつ適正な執行	担 当 課	財政課・補助金支出のある課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
交付基準に基づいた適正な運用	実施	→	→	→	→
補助金等適正化委員会の設置	方針決定	実施	→	→	→

② 成果につながる負担金支出

負担金については規則等でその目的を定めて支出されていますが、その効果、必要性を検証し、負担金の効果的かつ適正な執行を図ります。

目 標(値)	負担金の効果的かつ適正な執行	担 当 課	財政課・負担金支出のある課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
負担金の効果的かつ適正な執行	実施	→	→	→	→

(2) ルールに基づいた事業実施を図ります

① 行政評価システムの有効利用

行政評価による総合計画の適正な進行管理を推進するなか、事務事業の内容、目的、目標とその進捗状況や結果をわかりやすく公表するとともに、行政評価・実施計画を予算編成事務と連動させることで事務の効率化を図ります。

目 標(値)	行政評価・実施計画と予算編成事務との連動		担当課	企画政策課	
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
行政評価・実施計画と予算編成事務との連動	検討・実施	実施	→	→	→
評価結果の公表	実施	→	→	→	→

② 公共施設の長寿命化（アセットマネジメントの導入）

道路や橋梁、水道、下水道などは高度成長期に建設されたものが多く、近い将来集中して改修時期を迎えることから、各施設の維持管理計画を策定し、対処療法的な維持管理から予防保全へと転換し、施設の長寿命化を推進し、必要予算の平準化とトータルコストの縮減を図ります。

目 標(値)	公共施設の計画的、効率的な維持管理	担 当 課	土木課・都市整備課・水道課・下水道課・関係課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
維持管理計画の策定	調査・検討	→	策定		

③ 地域の実情に合わせた道路整備

地域要望による生活道路の改良については、幅員、横断構成、用地単価、補償基準などの考え方を明確にします。また、改良の際は、地権者、周辺住民などの関係者の合意のもと地域が主体となった道路づくりを進めます。

目 標(値)	道路整備方針の明確化	担 当 課	土木課・都市整備課・都市計画課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
道路整備方針の策定	調査研究	策定			
狭隘道路整備要綱の策定	調査研究	策定			

④ 公共施設の合理的かつ効率的な管理運用（ファシリティマネジメントの導入）

市の所有する土地、建物については維持管理経費もかかることから、そうした財産の有効的な活用を図るため、それらの情報をデータベース化して管理の一元化を図り、その施設の性能、利用状況などが

ら規模や維持管理が適正であるか評価します。そして、利用計画がない土地、十分に利用されていない土地については利活用を促進するか売却します。また、建物はより効率的な利用が望ましいもの、共同利用が望ましいもの、用途を変更したほうが望ましいもの、処分すべきものに区分してさらなる有効利用を図ります。

目 標(値)	市有財産の利活用と不用資産の売却		担 当 課	企画政策課・総務管財課	
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
情報のデータベース化	調査研究	策定			
ファシリティマネジメントの導入		方針決定	実施	→	→

5 機能的な組織再編に向けた取組

(1) 行政経営の効率化を図ります

① 行政課題に対応する組織編成

職員数の削減に対応する効率的な組織・機構の構築が必要とするなか、権限委譲や新たな行政課題、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる組織編成を行います。

目 標(値)	簡素で効率的な組織づくり	担 当 課	秘書課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
組織編成	検討・実施	→	→	→	→

② 支所・地域事務所の在り方の見直し

市として行う業務を確認し、本庁一括で行う業務、事務所ごとに行う業務、複数事務所分を一括して行う業務、廃止する業務等を精査するなど、本庁と支所・事務所の役割や機能についての検証を行い、効率性の高い体制づくりを進めます。

目 標(値)	簡素で効率的な組織づくり	担 当 課	秘書課・まちづくり推進課・企画政策課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
支所・事務所の在り方の検討	調査研究	→	→	→	→

③ 能力実績に基づく人事管理

職員の意欲を高め、その能力を最大限に発揮させるとともに、ひいては組織の力を最大限に引き出すため、勤務評定制度を活用した能力及び実績に基づく人事管理の取組を進めます。

目 標(値)	適正な人事管理	担 当 課	秘書課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
適正な人事管理	実施	→	→	→	→

④ 時代の変化に対応する職員の育成

関市人材育成基本方針に基づき、専門知識の習得の推進や諸課題に応えうる職員の育成を進めます。

目 標(値)	研修計画に基づく各種研修の実施	担 当 課	秘書課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研修計画に基づく研修	実施	→	→	→	→

⑤ 定員・給与等の適正管理

関市定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に取り組むとともに給与制度の適正化に取り組みます。また、各種の手当てについて、趣旨や社会情勢の変化などを踏まえ、引き続きそのあり方を見直します。

目 標(値)	適正な定員管理	担 当 課	秘書課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
定員適正化計画の推進	実施	→	→	→	→

(2) 市の活動を簡素化します

① 広報の発行配布の効率化

広報紙の個人発送の必要性を検証し、公共施設やコンビニなどでの配布を実施することで、個人発送の廃止を進めます。また、同時配布する他の配布物の削減にも取り組みます。

目 標(値)	個人発送の廃止	担 当 課	総務管財課・広報課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
個人発送の廃止	調査研究	方針決定	実施	→	→

② イベントに従事する職員削減

スポーツ、産業、文化等様々な分野でのイベントに従事する職員を削減し、ワークシェアリングを進めます。

目 標(値)	イベントに従事する職員の削減 5年間で5割減	担 当 課	秘書課・企画政策課・イベント関連課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
イベントに従事する職員の削減	実施	→	→	→	→

(3) 公営企業等の健全経営を推進します

① 水道事業の健全化

水道施設や配送水管の更新時期を迎え、その経費が必要になることから、業務委託などによる経費の節減に取り組むとともに、安全な水を提供するために市民の理解を得ながら必要な料金改定を図ります。

目 標(値)	料金の改定	担 当 課	水道課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
料金の改定	調査協議	実施	→	→	→

② 下水道事業の健全化

下水道事業については、受益と負担の公平性を図り、安定経営の観点から料金改定を図ります。

目 標(値)	料金の改定	担 当 課	下水道課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
料金の改定	調査協議	実施	→	→	→

③ 食肉センターの運営見直し

食肉センターについて、新食肉基幹市場の建設に向けて、と場を管理する2市1町と食肉関係団体とで構成する「岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会」による協議を進め、施設の統合の実現を図ります。

目 標(値)	施設の運営見直し	担 当 課	農務課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施設の運営見直し	調査協議	→	→	方針決定	実施

④ 公設地方卸売市場の指定管理の見直し

公設地方卸売市場については指定管理者制度による管理運営を行っていますが、民間譲渡も前提とした指定管理の見直しを行います。

目 標(値)	民間への売却	担 当 課	商工課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
民間への売却	調査協議	→	→	方針決定	実施

⑤ 一部事務組合の負担金見直し

一部事務組合について、組合運営の効率化と組合の負担金の軽減を図るための見直しを行います。

目 標(値)	負担金の削減	担 当 課	企画政策課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
一部事務組合の事務見直し	実施	→			
負担金の見直し			実施		

(4) 第三セクター等の整理統合を推進します

① 関市社会福祉事業団の清算

関市社会福祉事業団については、平成24年3月末に清算を行います。

目 標(値)	事業団の清算	担 当 課	福祉政策課・高齢福祉課・子ども家庭課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施設の指定管理	実施				
事業団の清算		実施			

② 関市公共施設振興事業団の清算

関市公共施設振興事業団については、平成24年3月末に清算を行います。

目 標(値)	事業団の清算	担 当 課	総務管財課		
取組スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施設の指定管理	実施				
事業団の清算		実施			

用語説明

【アルファベット】

○ P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）（P 2）

従来、公共部門が提供している公共サービスを民間主導で実施することにより、設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図るという考え方です。民間資金主導型の手法「小さな政府」を目指す行政改革の一環として、平成4年にイギリスで導入され、日本では平成11年7月にP F I 推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が成立しました。

【あ行】

○ アウトソーシング（P 4）

従来内部で行われていた業務を外部に委託し、外部の専門的な機能や資源を活用することにより効率を高めるとともに、内部の業務をより重要な分野に集中させる手法です。

○ アセットマネジメント（P 10）

地方自治体が保有する施設は、高度経済成長期に建設されたものが多いため、間もなく更新時期のピークを迎えると言われています。一方、地方自治体は、ひっ迫した財政状況にあるため、施設の適正な管理により更新時期を平準化することが求められています。そこで注目されているのが、ライフサイクルコストを考慮した効率的な資産管理方法のひとつであるアセットマネジメントです。

アセットマネジメントは、不動産などの資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ることを目的としています。また、単なる資産の管理だけではなく、最適な配置にするための取得、処分なども含んでいます。

○ アダプト・プログラム（里親制度）（P 2）

市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」のことを言います。アダプト（ADOPT）とは英語で「〇〇〇を養子にする」の意味。一定期間の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援します。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めます。

【か行】

○ 協働ガイドライン（P 1）

協働とは市民がお互いに、そして市民と行政がそれぞれの持つ特性を活かしながら、協力し合い、社会的課題の解決に当たることであり、そのための方針です。

【さ行】

○ 自治基本条例 (P 1)

市政運営の基本理念や市民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。また、市政を進めるうえで基本となる事項や他の条例、計画などを策定する際の原則を定めることから、条例の中の頂点に位置づけられ、「自治体の憲法」とも言われています。

○ 指定管理者制度 (P 2)

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度です。

【な行】

○ ネーミングライツ (P 5)

命名権とは、広義では人間・科学的な新発見（生物、元素など）・事象・施設・キャラクターなどに名称をつけることのできる権利を指します。この中で、施設命名権においては英語でネーミングライツ（Naming Rights）と呼ばれ、スポンサー企業の企業名や製品名などのブランド名を付けることのできる権利を指します。

施設命名権（ネーミングライツ）の導入は、施設側にとっては長期的な安定収益が得られます。一方スポンサー側にとっては施設来場者へのPR、様々なメディアへの露出・掲載等により、企業名や製品名等の認知度向上・イメージチェンジ等の効果が得られます。また、それ以外にも施設の地域社会の活性化に貢献することに繋がっていきます。

【は行】

○ ファシリティマネジメント (P 10)

ファシリティマネジメント（FM）とは、土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動です。

【わ行】

○ ワークシェアリング (P 12)

労働時間の短縮などにより、より多くの人で仕事の総量を分け合うことです。